

児童手当 認定請求書															第 号		
提出年月日															※受付確認年月日		
東久留米市長 殿															R6.10.10		
請 求 者	①（ふりがな） 氏名 （法人名等）	ひがしくるめ いちろう 東久留米 市郎			②性別	♂・女		③生年月日	S60.1.1			④職業	ア 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でない者		⑤配偶者	有 ・ 無	
	⑥住所 （法人の主たる 事務所の所在地）	東久留米市本町三丁目3番1号							⑦個人番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0							
者	（上記と異なる場合に記入してください）				名称	支店コード		支店名		口座番号			口座名義				
	1月1日時点の住所 （1～5月分は前年、 6～12月分は本年）				〇〇市 （本年1月1日時点の住民登録地が東久留米市でない場合 は記入してください。）	⑧支払希望 金融機関	東久留米 銀行 金庫		東久留米支店		0 0 0 0 0 0 0 0			（請求者氏名） ヒガシクルメ イチロウ			
配 偶 者 等	⑨（ふりがな） 氏名	ひがしくるめ はなこ 東久留米 花子			⑩生年月日	S60.2.2		⑪職業	ア 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でない者		⑫個人番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0					
	⑬住所 （⑥と異なる場合）	1月1日時点の住所 （1～5月分は前年、 6～12月分は本年）							〇〇市 （左欄と異なる場合に記入してください）								
⑭児童の兄姉等 （18歳に達する日以後の最 初の3月31日を経過した後22 歳に達する日以後の最初の3 月31日までの間にある者）	氏名	続柄	生 年 月 日	監護相当 の有無	生計費負担 の有無	同居・別居 の別	海外留学をしている 場合の出国年月	[注意] ⑭「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれ も「有」の場合は、本請求書と併せて「監護相当・生計費の 負担についての確認書」をご提出ください。 （⑭児童の兄姉等と⑮児童の合計人数が3人以上の場合に限							※算定対象の 場合に○印		
				有・無	有・無	同・別	・ ・										
⑮ 児 童	氏名	続柄	生 年 月 日	監護の有無	生計関係	同居・別居 の別	海外留学をしている 場合の出国年月	住所 （別居の場合）	※児童との関係 該当する場合に ○印	※第3子以降の 場合に○印	※3歳未満の 場合に○印	※左記以外の 場合に○印	※手当月額				
	東久留米 太郎	子	R3.3.3	有・無	同一・ 維持	同・別	・ ・		・ 未成年後見人 ・ 父母指定者 ・ 同居父母	（月額30,000円）	（月額15,000円）	（月額10,000円）	円				
				有・無	同一・ 維持	同・別	・ ・		・ 未成年後見人 ・ 父母指定者 ・ 同居父母	（月額30,000円）	（月額15,000円）	（月額10,000円）	円				
	18歳以下の養育している子を全員記入してください									・ 未成年後見人 ・ 父母指定者 ・ 同居父母	（月額30,000円）	（月額15,000円）	（月額10,000円）	円			
⑯請求者の加入している 公的年金制度の種別	ア 厚生年金保険 イ. 国民年金 ウ. その他（ ） ※以下の共済組合の組合員である場合は括弧内に○を記入 してください。 （ ）私立学校教職員共済 （ ）国家公務員共済（ ）地方公務員等共済			⑰譲渡所得の 有無	有 ・ 無	扶養親族等及び児童の数 （うち70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養 親族の合計数 人）	認定 ・ 却下	認定・却下		記入不要		※合計月額					
				⑱所得の状況	年分 所得	円	控除後の所得額	円	所得制限限度額	円	円						
※ 審 査	年 分所得の合計額		控 除														
	円		雑係控除額		医療費控除額		小規模企業共済等掛金控除額		障害者控除額 障 人・特障 人		寡婦・ひとり親・勤労学生控除額		児童手当法施行令第3条第1項による控除				
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	80,000円				

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。 ※印の欄は、記入しないでください。字は、楷書（かいじょ）ではっきり書いてください。

児童手当の申請及び更新に係る審査のため、所得情報その他受給資格に関
わる情報を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含む）により確認
することについて同意します。また、申請した事項に変更が生じた場合は
速やかに届出を行います。

請求者氏名

東久留米 市郎

配偶者氏名

東久留米 花子

受 付	入 力	確 認

注意

- 1 ①の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 2 ⑥の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を右欄に記入してください。
また、請求者が個人であり、本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村（特別区を含みます。以下同様です。）に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- 3 ⑦の欄は、請求者が個人である場合のみ12桁の個人番号を記入してください。
- 4 ②、③、④、⑤、⑯及び⑰の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 5 ⑨、⑩、⑪、⑫、⑬の欄は、2人以上で児童を養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）している場合に記入してください。
「配偶者等」とは、児童を養育をする配偶者、未成年後見人等をいいます。なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
⑬の欄は、配偶者等が他の市町村に住所を有する場合に住民票上の住所を上欄に記入してください。また、配偶者等が本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に上欄と異なる市町村に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- 6 ⑭の欄は、⑮の欄に記載する児童の兄弟等のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 7 ⑭の「監護相当の有無」の欄は、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしている場合には、有を○で囲んでください。
- 8 ⑭の「生計費の負担の有無」の欄は、⑯の欄に記載した子が受給者の収入により子の日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合には、有を○で囲んでください。例えば同居であって子の学費や家賃・食費等の生計費の一部を親が負っている場合、別居であって親が学費や生計費の一部を仕送りしている場合等が該当します。
- 9 18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が海外に留学している場合は、⑭の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 10 ⑮の欄は、請求者が養育をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 11 児童が海外に留学している場合は、⑮の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 12 ⑮の「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
ア 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
イ 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 13 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長（特別区の区長を含みます。）が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
ア 児童又は児童の兄弟等が他の市町村に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
イ 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
ウ 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
エ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
オ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
カ 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（請求者が未成年後見人又は父母指定者であ

備考

1. ⑦及び⑮の欄を除き、必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。